38.01 ～ 38.17 38.18 3818.00		［略］ 元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの			38.01 ～ 38.17 38.18 3818.00		［同左］ 元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの		
	010	―けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの		ＫＧ		010	―けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの		ＫＧ
		―その他のもの				020	―その他のもの		ＫＧ
	021	――窒化ガリウム又は砒化ガリウムのもの		ＫＧ					
	029	――その他のもの		ＫＧ					
38.19 ～ 38.27		［略］			38.19 ～ 38.27		［同左］		
［略］					［同左］				
60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6001.10 ～ 6001.29		［略］ ―その他のもの			6001.10 ～ 6001.29		［同左］ ―その他のもの		
6001.91		［略］			6001.91		［同左］		
6001.92		――人造繊維製のもの			6001.92		――人造繊維製のもの		
	015	―――ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）		ＫＧ		015	―――ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）		ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	020	――――たてメリヤスのもの		ＫＧ		020	――――たてメリヤスのもの		ＫＧ
		――――その他のもの					――――その他のもの		
							――――――合成繊維製のもの		
	092	――――――ポリエステル製のもの		ＫＧ		092	――――――ポリエステルのもの		ＫＧ
						094	――――――その他のもの		ＫＧ
	099	――――――その他のもの		ＫＧ		099	――――――再生繊維又は半合成繊維製のもの		ＫＧ
6001.99		［略］			6001.99		［同左］		